



公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取消しました。

平成30年4月26日

長野県知事 阿部 守一

許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	処分の内容	処分をした年月日	処分の原因となった事実
般-27第 8470号	有限会社池田建築	池田 吉郎	下高井郡山ノ内町大字平穏4045-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業及び大工工事業）の取消し	平成30年1月4日	平成29年12月26日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 25126号	栄ビル管理株式会社	平野 明美	上田市諏訪形1178	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業）の取消し	平成30年1月5日	平成29年12月25日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-28第 10159号	株式会社扇屋建設	唐澤 雄二	上伊那郡箕輪町大字中箕輪6410-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（管工事業）の取消し	平成30年1月9日	平成29年12月20日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-25第 24665号	市川技建	市川 由幸	岡谷市長地柴宮3-21-29	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（土木工事業及びとび・土工工事業）の取消し	平成30年1月19日	平成30年1月9日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 19376号	有限会社関口建設	関口 忠男	長野市大字安茂里小市1-33-34	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業及び大工工事業）の取消し	平成30年1月26日	平成29年12月27日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-29第 24353号	そやの住設	征矢野 昌吾	木曾郡木曾町日義4488-5	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（管工事業）の取消し	平成30年1月29日	平成29年11月2日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 19227号	有限会社二葉工務店	小林 典男	小諸市大字耳取1925	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業）の取消し	平成30年2月2日	平成30年1月31日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-29第 2718号	山崎建設株式会社	山崎 金生	飯田市上村96	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業及び管工事業）の取消し	平成30年2月9日	平成30年1月17日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-26第 21018号	有限会社市岡建築	市岡 和人	飯田市三日市場1307-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業）の取消し	平成30年2月9日	平成30年2月5日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-27第 13079号	山崎建築所	山崎 淳毅	伊那市富県654-5	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成30年 2月9日	平成30年1月29日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-25第 14422号	株式会社マルモ中央商会	両角 浩	松本市大字笹賀7223-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成30年 2月13日	平成30年2月6日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 24044号	株式会社ケーアンドエム	堀越 美恵子	小諸市大字御影新田447-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成30年 2月13日	平成30年2月8日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-29第 10578号	徳武建築	徳武 国彦	長野市戸隠3217	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成30年 2月14日	平成30年2月9日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 210号	丸中建設株式会社	中野 正道	松本市波田6089-5	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成30年 2月15日	平成30年1月31日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-28第 380号	株式会社水野組	水野 直子	伊那市長谷非持317	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(建築工事業及び管工事業)の取消し	平成30年 2月15日	平成30年1月12日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 24983号	Jプロスト株式会社	中島 克仁	松本市梓川1666-8	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び電気工事業)の取消し	平成30年 2月15日	平成30年2月8日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-29第 24422号	共和ハウジング株式会社	久保村 歩	長野市南長池587-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(塗装工事業)の取消し	平成30年 2月19日	平成30年2月8日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

特-27第 1103号	高社建設株式会社	畦上 公司	中野市中央2-9-18	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成30年2月19日	平成30年2月7日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-29第 10693号	株式会社平林組	平林 友一郎	佐久市高柳28-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成30年2月21日	平成30年2月14日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 24080号	株式会社アースコネクト	丸山 竜也	小諸市大字耳取1009-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(塗装工事業)の取消し	平成30年2月21日	平成30年2月15日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 20927号	有限会社ミヤタ建設	宮田 一馬	大町市常盤3798	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(造園工事業)の取消し	平成30年2月21日	平成30年2月15日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-28第 21818号	三葉農研	山崎 隆明	上田市上田1196-11	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(造園工事業)の取消し	平成30年2月26日	平成30年2月3日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-29第 12512号	高島建設株式会社	宮毛 秀明	飯田市桐林1897	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、造園工事業、水道施設工事業及び解体工事業)の取消し	平成30年3月1日	平成30年2月16日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 17637号	ファーストウッド株式会社	山口 順次	松本市大字島立635-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、塗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成30年3月1日	平成30年2月19日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-28第 368号	株式会社中野セメント工業	中野 哲雄	松本市波田482-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(消防施設工事業)の取消し	平成30年3月1日	平成30年2月21日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-28第 21851号	有限会社宮下工建	宮下 勲	諏訪市大字豊田2590-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業及び防水工事業)の取消し	平成30年3月1日	平成30年2月26日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 5368号	塩尻管業株式会社	清水 和男	塩尻市大門六番町4-30	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、管工事業、塗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成30年3月12日	平成30年2月27日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-27第 11291号	株式会社全建企画	畔上 久江	長野市大字大豆島1660	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成30年3月13日	平成30年3月9日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-28第 1431号	伊藤建設株式会社	伊藤 岳子	下伊那郡阿智村浪合837	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(石工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成30年3月14日	平成30年3月6日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-28第 13898号	有限会社小諸設備	小林 明義	小諸市甲字腰巻2117-5	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成30年3月20日	平成30年3月15日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-25第 23474号	有限会社アール・イー・コーポレーション	百瀬 暢二	長野市屋敷田382-26	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(塗装工事業)の取消し	平成30年3月22日	平成30年3月19日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-26第 23811号	前沢建築	前沢 英雄	飯田市龍江2055-9	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成30年3月27日	平成30年3月22日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-29第 19148号	有限会社内田工業	内田 聡	安曇野市堀金烏川2023-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、とび・土工事業及び屋根工事業)の取消し	平成30年3月27日	平成30年3月8日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-25第 23631号	株式会社ウッドハウス	百瀬 寿男	松本市双葉24-10	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成30年3月30日	平成30年3月6日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-29第 24457号	有限会社大崎組	大崎 眞二	大町市大町3430	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び鋼構造物工事業)の取消し	平成30年3月30日	平成30年3月26日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

建設政策課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成30年4月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成30年度建設資材価格等特別調査業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室の名称及び所在地
 - (1) 名称 長野県建設部建設政策課技術管理室
 - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2
- 3 落札者を決定した日
平成30年3月28日
- 4 落札者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社 協振技建
 - (2) 所在地 東京都文京区大塚3丁目19番7号
- 5 落札金額
24,494,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成30年2月13日

建設政策課技術管理室

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

平成30年4月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 建築物の建築の計画
 - (1) 建築場所
北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字矢ヶ崎山1016-53
 - (2) 建築主氏名
トラスコ中山株式会社 代表取締役社長 中山 哲也
 - (3) 用途地域
第一種低層住居専用地域
 - (4) 敷地面積
9,573.95平方メートル
 - (5) 主要用途
保養所
 - (6) 構造及び階数
鉄骨造一部鉄筋コンクリート造
地上2階建て
 - (7) 工事種別
新築
 - (8) 規模

	申請部分	申請以外 の部分	合計
建築面積	1,584.94 m ²	0.00 m ²	1,584.94 m ²
延べ面積	2,015.12 m ²	0.00 m ²	2,015.12 m ²

- (9) 建ぺい率 16.56パーセント
- 容積率 19.99パーセント

2 日時

平成30年5月11日（金） 午後1時30分から

3 場所

軽井沢町中央公民館1階講義室（北佐久郡軽井沢町長倉2353-1）

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

平成30年4月26日

長野県知事 阿部 守一

1 建築物の建築の計画

- (1) 建築場所
北佐久郡軽井沢町大字長倉字小谷ヶ沢2139-1137、2139-3443
- (2) 建築主氏名
学校法人 近畿大学 理事長 清水 由洋
- (3) 用途地域
第一種低層住居専用地域
- (4) 敷地面積
1,985.15平方メートル
- (5) 主要用途
保養所
- (6) 構造及び階数
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
地上1階建て
- (7) 工事種別
新築
- (8) 規模

	申請部分	申請以外 の部分	合計
建築面積	352.39 m ²	0.00 m ²	352.39 m ²
延べ面積	321.13 m ²	0.00 m ²	321.13 m ²

- (9) 建ぺい率 17.76パーセント
- 容積率 16.18パーセント

2 日時

平成30年5月11日（金） 午前10時から

3 場所

軽井沢町中央公民館1階講義室（北佐久郡軽井沢町長倉2353-1）

建築住宅課

公告

千曲市更級土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成30年4月26日

長野県長野地域振興局長 吉澤 猛

理事

重任

氏名	住所
小松 勝	千曲市大字羽尾1954番地1
福島 修	千曲市大字須坂102番地
和田 武雄	千曲市大字若宮476番地
中村 篤	千曲市大字若宮763番地
中村 隆行	千曲市大字若宮994番地3
大谷 章	千曲市大字羽尾2181番地
西澤 正人	千曲市大字羽尾1509番地5
塚田 貴志男	千曲市大字羽尾1371番地1
西澤 武徳	千曲市大字羽尾3265番地2
森 一己	千曲市大字羽尾518番地
大屋 悦男	千曲市大字須坂441番地
南澤 喜巳夫	千曲市大字八幡6751番地

監事

重任

氏名	住所
中村 善太郎	千曲市大字若宮971番地
北村 満男	千曲市大字羽尾1493番地3

農地整備課

公告

立科土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成30年4月26日

長野県佐久地域振興局長 井出 英治

理事

新任

氏名	住所
真瀬垣 貞男	北佐久郡立科町大字塩沢792番地
佐藤 安夫	北佐久郡立科町大字桐原591番地
小林 功	東御市下之城6番地2
岩下 光男	北佐久郡立科町大字芦田455番地
小松 芳彦	北佐久郡立科町大字芦田2572番地
大島 澄男	北佐久郡立科町大字芦田1267番地
鷹野 守雄	北佐久郡立科町大字芦田3541番地
関 哲夫	北佐久郡立科町大字山部432番地
清水 剛直	北佐久郡立科町大字牛鹿1261番地
荻原 康志	北佐久郡立科町大字牛鹿104番地
塩沢 次夫	北佐久郡立科町大字山372番地
両角 一	北佐久郡立科町大字茂田井864番地
永井 英世	北佐久郡立科町大字茂田井1737番地1
市川 忠英	北佐久郡立科町大字藤沢495番地

重任

氏名	住所
----	----

六川 利一	北佐久郡立科町大字塩沢1169番地
矢島 武之	北佐久郡立科町大字藤沢568番地2
榎野 芳夫	北佐久郡立科町大字山1730番地1

退任

氏名	住所
高橋 一富	北佐久郡立科町大字塩沢786番地
長坂 武彦	北佐久郡立科町大字桐原656番地
柄澤 和幸	東御市大日向440番地11
今井 秋男	北佐久郡立科町大字芦田451番地
内藤 謙一	北佐久郡立科町大字芦田2692番地1
大島 豊	北佐久郡立科町大字芦田1825番地
棚岡 信幸	北佐久郡立科町大字芦田3578番地
関 孝廣	北佐久郡立科町大字山部851番地
小宮山 多喜夫	北佐久郡立科町大字牛鹿1157番地
中澤 孝雄	北佐久郡立科町大字牛鹿2191番地
塩澤 満喜夫	北佐久郡立科町大字山379番地1
竹城 茂	北佐久郡立科町大字茂田井1627番地9
塩澤 傳	北佐久郡立科町大字茂田井607番地
中島 一敬	北佐久郡立科町大字藤沢510番地

監事

新任

氏名	住所
横山 博	北佐久郡立科町大字芦田101番地1
小林 一男	佐久市茂田井2110番地5

重任

氏名	住所
市川 義則	北佐久郡立科町大字塩沢1194番地1
関 博栄	北佐久郡立科町大字山部822番地

退任

氏名	住所
飯島 忍	北佐久郡立科町大字芦田2646番地
大澤 勇	佐久市茂田井2982番地1

農地整備課

公告

長野県日滝原土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成30年4月26日

長野県長野地域振興局長 吉澤 猛

理事

新任

氏名	住所
中村 福宏	須坂市大字日滝644番地1
樋田 繁雄	上高井郡小布施町大字小布施425番地
返町 惇	須坂市大字日滝2103番地
荒井 守	上高井郡小布施町大字大島177番地
小淵 一弥	上高井郡高山村大字高井882番地
矢坂 健	上高井郡小布施町大字都住109番地
篠原 健治	上高井郡高山村大字高井121番地1
宮川 由明	須坂市大字日滝3640番地
齊藤 友吉	須坂市大字小河原560番地

重任
氏名 住所
北澤正啓 須坂市大字日滝159番地
岡木由行 須坂市大字小河原2606番地の2
太田久史 須坂市大字小島536番地
三木正夫 須坂市大字相之島479番地
市村良三 上高井郡小布施町大字小布施802番地
内山信行 上高井郡高山村大字高井845番地

退任
氏名 住所
中村嘉博 須坂市大字日滝506番地
越幸雄 須坂市大字日滝1991番地
越静夫 上高井郡高山村大字高井205番地
吉田幸雄 上高井郡小布施町大字都住906番地
丸山祥一 須坂市大字小河原1384番地
中込良雄 上高井郡小布施町大字小布施847番地
山崎文男 上高井郡高山村大字高井574番地
荒井誠 上高井郡小布施町大字飯田843番地
古川政博 須坂市大字日滝3452番地2

監事

新任
氏名 住所
高野千里 上高井郡小布施町大字中松235番地
山崎文男 上高井郡高山村大字高井574番地
関恒治 須坂市大字小河原1415番地

退任
氏名 住所
桜井一正 上高井郡小布施町大字雁田771番地
松尾久雄 須坂市大字小河原616番地
勝山日出人 上高井郡高山村大字高井1993番地イ号

農地整備課

公告

豊野町土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成30年4月26日

長野県長野地域振興局長 吉澤 猛

理事

新任
氏名 住所
横地克己 長野市上野1丁目1552番地32

退任
氏名 住所
西島勉 長野市大字三輪1241番地1

監事

新任
氏名 住所
村松昭 長野市豊野町浅野1305番地2

退任
氏名 住所
鶴野智 長野市大字北尾張部577番地2

農地整備課

公告

長野市安茂里小市土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成30年4月26日

長野県長野地域振興局長 吉澤 猛

理事

新任
氏名 住所
丸山和雄 長野市安茂里小市3丁目8番13号
小林清 長野市安茂里小市3丁目51番3号
西山英登 長野市安茂里小市1丁目31番3号

重任
氏名 住所
荒井孝男 長野市安茂里小市2丁目23番18号
塚田保則 長野市安茂里小市3丁目47番45号-2
松山春男 長野市安茂里小市4丁目2番7号

退任
氏名 住所
大日方満紀子 長野市安茂里小市1丁目31番35号
小島一彦 長野市安茂里小市2丁目13番43号
塚田牧生 長野市安茂里小市3丁目30番21号
塚田喜章 長野市安茂里小市3丁目35番27号

監事

新任
氏名 住所
塚田知雄 長野市安茂里小市3丁目35番8号
寺島貞一 長野市安茂里小市4丁目14番1号

退任
氏名 住所
荒井学 長野市安茂里小市3丁目10番17号
片山昭幸 長野市安茂里小市4丁目1番8号

農地整備課

公告

長野市安茂里犀裾土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成30年4月26日

長野県長野地域振興局長 吉澤 猛

理事

新任
氏名 住所
早川昌利 長野市大字安茂里712番地1
吉沢茂正 長野市大字安茂里1242番地

重任
氏名 住所
鈴木豊 長野市大字平柴1546番地
山田明雄 長野市大字安茂里1053番地
木内泰明 長野市大字安茂里1212番地

小林 功 長野市大字安茂里3764番地
退任
氏名 住所
太田 良春 長野市大字安茂里1433番地1
青沼 正幸 長野市大字安茂里977番地
監事
新任
氏名 住所
滝澤 平一郎 長野市大字安茂里1070番地
重任
氏名 住所
藤原 愛一郎 長野市伊勢宮3丁目2番地25号
退任
氏名 住所
吉沢 茂正 長野市大字安茂里1242番地

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年4月26日

長野県教育委員会教育長 原山 隆一

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

高等学校普通科パーソナルコンピュータ及び周辺機器一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成30年8月1日から平成35年7月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により長野県の入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)の等級区分に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。
http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/h29_30_sankashikaku.html

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課用品調達係

電話 026 (235) 7079

4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県教育委員会事務局教学指導課

電話 026 (235) 7433

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年6月6日（水）午後1時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階 入札室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 平成30年6月5日（火）午後5時（必着）

イ 提出場所 長野県庁専用郵便番号 380-8570

長野県教育委員会事務局教学指導課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類等を、平成30年5月28日（月）午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において、説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否
必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県教育委員会教育長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:
Lease Contract of a set of personal computers and the peripherals for a general course at Prefectural Public Senior High Schools in Nagano.

(2) Lease Duration:

From August 1, 2018 until July 31, 2023

(3) Delivery places:

As mentioned in the tender description and specification

(4) Contact place for information about the tender; description / conditions / and other inquiries:

Teacher Consultation Division, Board of Education, Nagano Prefectural Government

692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City

TEL: +81-26-235-7433 (Contact for inquiries)

(5) Time and place for the tender and bid opening:

Time: 1:30PM, June 6, 2018

Place: Bidding Room, Nagano Prefectural Government West Annex

(6) Time limit and mailing address for the tender by mail

Time: 5:00PM, June 5, 2018

Mailing Address: Teacher Consultation Division, Nagano Prefectural Board of Education 380-8570 (Exclusive postal code for Nagano Prefectural Government)

教学指導課

生活安全企画課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成30年4月26日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者（同号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。）

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
6月26日(火)	午前10時から午後6時まで	飯田会場	飯田市東栄町3108番地1 飯田勤労者福祉センター	40名

3 講習科目、時間数及び考査方法

講習科目	時間数	考査方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、正誤式による考査を行います。(所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱	2時間	

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を添えて、住所を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙（申込書に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成30年4月26日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法(以下「法」という。)第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃(以下「猟銃等」という。)を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとする者又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとする者。

めに必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
6月6日 (水)	午後1時から 午後4時まで	佐久会場	北佐久郡立科町大字 芦田2523番地 立科町中央公民館	60名
6月13日 (水)	午後1時から 午後4時まで	木曾会場	木曾郡木曾町日義 4898番地37 木曾文化公園	40名
6月27日 (水)	午後1時から 午後4時まで	阿南会場	下伊那郡阿南町西條 2333番地1 阿南町町民会館	60名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)に必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除きます。)とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙(申込書に貼り、消印はしないでください。)により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のた